障　第　１７８　号
令和２年５月27日

各市町村障がい福祉主管課長　様

岩手県保健福祉部
障がい保健福祉課総括課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療（育成医療・更生医療）受給者証の有効期間の延長について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知があったことから、自立支援医療（育成医療・更生医療）受給者証の有効期間を延長しますので、下記事項に留意の上、お取り扱い願います。
なお、各指定自立支援医療機関あてに通知済みであることを申し添えます。

記

１　受給者証の有効期間の延長について

（１）　内容
既存の受給者証の有効期間の満了日を１年後に延長します。

（２）　対象者
受給者証をお持ちで、令和２年３月１日から令和３年２月28日に有効期間が満了する方。
ただし、再認定申請を、すでに行っている方、又はその他やむを得ない理由で今後行う方については、通常どおりの取扱いとします。

（３）　延長手続き
現在の受給者証の有効期間を読み替えるため、延長のために必要な手続きはありません。

２　その他

（１）　受給者証の記載事項等の変更などの手続きは、郵送による対応を行って差し支えありません。

（２）　別添の国の通知やＱ＆Ａを参照願います。
なお、国の通知等の内容に変更があった場合は、本県ホームページに随時掲載しますので、御確認の上、必要に応じ、御対応いただきますようお願いします。
（トップページ→くらし・環境→福祉→障がい福祉→こころの支援・療育
→自立支援医療機関に係る新型コロナウイルス感染症に対する公費負担医療等の取扱い）

【担当】
障がい福祉担当
TEL：019-629-5448(直通)